

4-11. 副業・兼業に会社の許可は必要か

Q：どうなる？こんなトラブル！

勤務が休みの日に、インターネットで登録して配送の仕事をしているのですが、これって会社にばれるとまずいですか？

A：これがルール！

基本的には、勤務先が勤務時間外の行動を制限することはできませんが、一定の場合に問題が生じることもあります。勤務先に事前に確認しておくことが望ましいでしょう。

■基本は制限できない

勤務先とは別の企業で雇われて働く場合だけでなく、自分で事業を運営したり、業務委託や請負などの形で事業に参加したりする場合のいずれであっても、就労時間外の時間帯の行動を勤め先が制限することはできませんから、基本的には、副業・兼業することを勤務先が制限することはできません。

しかし、次のような場合は勤務先が制限することもできます。

①勤務に支障が生じる場合

副業・兼業が長時間の過重な労働であるため勤務に支障が生じるようなときは、勤務先が副業・兼業を止めるよう求めることはできます。

②業務上の秘密が漏洩する場合

勤務先の企業が独自に持っている商品の製造方法や開発・営業のやり方などの営業上の秘密が副業・兼業によって外部に流出してしまう可能性があるときに止めるよう求めることはできます。

③競業によって勤務先の利益が害される場合

勤務先の商品やサービスと競合する事業を自分でしたり、競業する同業他社で就労したりするなど、副業・兼業そのものが勤務先の利益を害するものであるときに止めるよう求めることはできます。

④勤務先の名誉や信用を損なう行為や信頼関係を破壊する行為がある場合

その労働者が副業・兼業することによって企業の名誉や信用に悪影響がでる仕事であるときに止めるよう求めることはできます。

■事前の届出や許可が必要なときも

①～④にあたることが起きないように、また他社で副業・兼業して働く労働者については副業・兼業先での労働時間を合計した時間管理が必要になるため、多くの企業は、副業・兼業をする前に、事前の届出や許可を得ることを定めていることが多いでしょう。

この場合、①～④にあたらない副業・兼業であれば、事前に会社に知らせなかったからといってただちに懲戒処分することはできないでしょう。しかし①～④にあたる可能性があるからといって、勤務先に隠して副業・兼業をすると、実際に①～④にあたるものであれば、届出や許可を受けなかったこと自体が懲戒処分の理由となりますし、特に②～④にあたる副業・兼業であるときは重い懲戒処分を受ける可能性が高くだけでなく、勤務先からの損害賠償請求や、営業秘密の漏洩であれば犯罪として刑罰が科される可能性もあります。副業・兼業の実施に不安があれば、事前に勤務先に相談することが望ましいでしょう。相談したことを理由に不利益な取り扱いをすることはできません。

■副業・兼業するときの注意点

副業・兼業が「業務委託」や「業務請負」などの形式である場合、そこで働く時間は、自分で事業を運営しているときと同様に、労働基準法などの保護がなく、労災保険も使えません。実態として雇われていると評価できれば一定の保護を受けられることもあります。基本的には、雇われて働く労働者という扱いではなく、自分が事業主となってすべての責任を負って働くこととなります。一定の業務に従事している方に限られますが、自分で手続して費用負担することで、その副業・兼業について労災保険に特別加入することができます。加入を希望するときは労働基準監督署に相談してください。

副業・兼業を労働者として雇われる形である場合、もともとの勤務先、副業・兼業先それぞれの雇い主が、労働時間や危険防止、労災保険の加入等の義務を負います。労働時間については、もともとの勤務先と副業・兼業先の勤務時間を合算して規制がかかります。業務災害や通勤災害については、事故や病気の原因となった事情が起こった側の雇い主の労災保険で対応することになりますが、労災保険からの給付は、加入している労災保険すべての賃金額の合計を基礎として計算した額が支払われます。

また、1月1日から12月31日までの1年間の副業・兼業による収入が、自分で事業をする形や雇われて働く以外の業務委託や業務請負等の形である場合は、収入全体から経費を引いた額が20万円を超えるとき、雇われて働く形の場合は給与の額が20万円を超えるとき、あるいは両方あるときはその合計が20万円を超えるときに、翌年に自分で所得税の確定申告をする必要があります。また、確定申告が必要ないときも、居住地の自治体に、別途住民税の申告をしなければなりません。

所得税については詳しくは、国税庁のホームページを参照するか最寄りの税務署に相談を、住民税については、お住まいの市町村または特別区の住民税担当部署に相談してください。